

## Ⅱ 平成30年度 総合政策部の施策概要



## 第1 知事・副知事業務の総合調整

＜知事室秘書課＞

### 1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

## 第2 広報広聴活動の推進

＜知事室広報広聴課＞

平成26年4月に策定した「北海道戦略広報基本方針」に基づき広報活動を展開するとともに、道民の意向などの把握に努め、道民、企業、NPOなどの理解と協働のもと、道政における重点政策の実現に向けて、より効果的・効率的に広報広聴活動を推進します。

### 1 広報活動の推進

「北海道価値を活用した情報発信」と「広報目的に応じた的確な道政情報の提供」という広報の役割をしっかりと果たしていくため、北海道戦略広報基本方針の中で、4つの基本戦略を設定して具体的な取組を推進します。

本方針の推進に当たっては、広報広聴連絡会議において、各部局・振興局における広報の取組についてサポートしつつ、情報の共有や連携を図りながら、全体の進行管理を行っていきます。

また、公募委員や民間有識者で構成する北海道広報広聴推進会議において、幅広い観点から意見を伺いながら、具体的な取組に反映していきます。

目標指標等として、広報事業はもとより、普及啓発事業においても、可能なものについては、成果指標の設定や事前周知、参加者数等の把握やアンケート調査の実施、事業結果の公表に努めます。

#### (1) 基本戦略と推進項目

【基本戦略1】北海道価値の効果的な発信

- ① インターネットの積極的な活用
- ② マスメディアに対する働きかけ
- ③ 道外在住者・外国人に向けた情報発信

【基本戦略2】道民の理解と協働によるコミュニケーション広報の推進

- ① 道民ニーズを踏まえた適切な広報手段の活用
- ② 広報に関する道民意見の把握と反映

【基本戦略3】民間企業などとの協働による広報の推進

- ① 民間ならではの効果的な手段を活用した協働広報の推進

【基本戦略4】広報活動を支えるマネジメント機能の充実

- ① 広報広聴連絡会議等の活用
- ② 職員の広報マインドの醸成

#### (2) 広報重点テーマ等

各部局・各振興局における政策について、特に重点的に広報を実施していくものについては、「広報重点テーマ」を設定し、各種広報インフラを集中的に活用した積極的な広報を推進します。

また、北海道のキャッチフレーズ「その先の、道へ。北海道」を活用し、国内外に北海道の魅力を積極的に発信します。

## 2 民間企業等との協働の推進

「北海道戦略広報基本方針」の「基本戦略3 民間企業などとの協働による広報の推進」を含め、道内地域や経済の活性化、公共サービスの充実や道が進める施策の効果的な展開を図るため、民間企業等からの協働事業の提案募集、包括連携協定の活用などにより、民間企業等との協働を推進します。

## 3 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

特に、部長等、総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

### (1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

### (2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

### (3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

## 4 その他広報広聴活動の推進

外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的に開催することにより、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ります。

また、庁内広報広聴担当課長等で構成する広報広聴連絡会議を開催し、道における重点的な広報や積極的な広聴の実施について協議・検討するほか、広報広聴担当者会議を開催し、毎月の月間道政広報計画や広聴実施結果を協議するなど情報の共有に努めます。

さらには、職員研修、諸会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、道職員一人ひとりが「広報・広聴パーソン」であるという意識の啓発に努めます。

## 第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

### ＜知事室道政相談センター＞

#### 1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

##### 【苦情審査委員制度の概要】

機関名	北海道苦情審査委員	定数	2名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 (ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。)				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	25年度11件 26年度20件 27年度16件 28年度14件 29年度23件(1月末現在)				

#### 2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

##### 【公益通報の処理状況】

年度	受理件数	うち調査件数	うち措置件数
25年度	1件	1件	0件
26年度	2件	1件	1件
27年度	3件	1件	1件
28年度	0件	0件	0件
29年度	3件	0件	0件

※29年度は1月末現在の件数

#### 3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密にして対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

##### 【道政相談の処理状況】

年度	相談件数	うち当センター受付件数
25年度	3,607件	2,817件
26年度	4,047件	3,321件
27年度	4,084件	3,171件
28年度	4,683件	3,906件
29年度	3,231件	2,829件

※29年度は1月末現在の件数

1 重要政策の企画立案・総合調整

産業や生活・暮らしに関する基本方針など、道政運営上の重要事項に係る協議や決定、情報共有等を行うとともに、道民に対して情報発信するため、庁議、政策検討会議等を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する企画立案及び総合調整を行います。

2 重点政策の展開

当面する道政上の重要課題に取り組んでいくため、次年度に向けて、政策検討の基本方針を定め、これに基づき総合的な視点から政策を検討します。

平成30年度は、「地域創生の推進」、「未来を担う多様な人づくり」、「世界を見据えた果敢な挑戦」という3つの視点から19の施策を重点的に推進し、地域創生の成果を確かなものにし、未来への投資を推進します。



### 3 新・北海道ビジョン推進方針の着実な推進

「新・北海道ビジョン推進方針」は、知事が公約として掲げた政策の基本的な考え方や展開方向などを道民の皆様にお示しし、公約を着実に実施していくために取りまとめたものであり、「世界に輝く北海道」をめざし、「地域と一体」で進める道政、「世界に飛躍」する道政、「大胆に挑戦」する道政の3つの基本姿勢で政策を展開します。

政策の展開に当たっては、選択と集中を更に強化するとともに、スピード感を持ち、より効果的・効率的な執行となるよう、知恵と工夫を重ねながら、「新・北海道ビジョン推進方針」を着実に推進します。

### 4 TPP等への対応

TPP等の国際貿易協定については、新たな国際環境下にあっても、農林水産業の再生産が可能となり、地域の産業が持続的に発展していけるよう、国の施策も効果的に活用しながら、競争力のある産業づくりに向けた施策の展開に取り組みます。

### 5 庁内資源・機能の有効活用

#### (1) 「赤レンガ・チャレンジ事業」の推進

道庁が有する人材や施設などの「資源」、情報発信やネットワークといった「機能」を有効に活用し、特別な予算を使わずに、様々な行政課題の解決や道民の皆様へのサービス向上を図る「赤レンガ・チャレンジ事業」を積極的に推進します。

#### (2) 「政策開発推進事業」の推進

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、先進事例や有識者等のノウハウ・知見等も加えながら、具体的な政策形成を図る仕組みや体制を構築するなど高度で実効ある政策を推進する。

## 第5 北海道150年事業の展開

### <政策局北海道150年事業室>

#### 1 北海道150年事業の展開

北海道命名150年の節目を祝う式典など記念セレモニーを実施するほか、北海道にゆかりある三重県・佐賀県の子どもたちとの交流など、次の50年に向けた北海道づくりにつながる事業を実施します。

## 第6 総合教育の推進

### <政策局総合教育推進室>

#### 1 北海道総合教育会議の開催

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事と教育委員会で構成する「北海道総合教育会議」を開催します。

#### 2 北海道未来人財応援事業の実施

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために、平成28年12月に創設したほっかいどう未来チャレンジ基金を活用して、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際コンクール参加経費等の助成事業を実施します。

# 第7 北海道総合計画等の推進・国費予算に関する総合調整

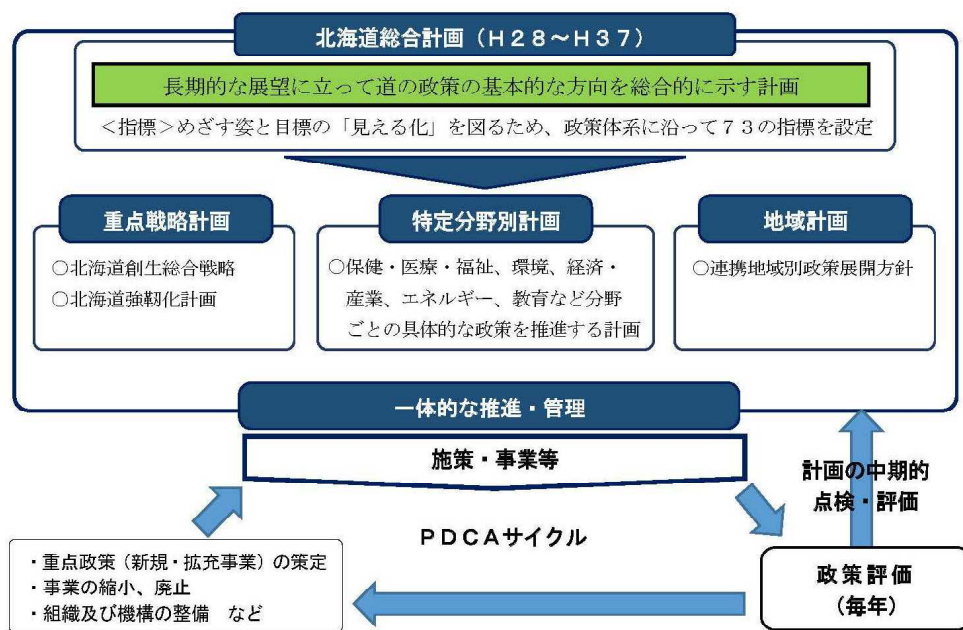
## ＜政策局計画推進課＞

### 1 北海道総合計画（平成28～37年度）の推進

長期的展望に立って、道の政策の基本的な方向を示す「北海道総合計画」は、すべての道民が今後の北海道がめざす姿と進むべき道筋を共有し、その実現に向けてお互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定しており、個別具体的な施策や事業については、総合計画とは別に策定する重点戦略計画や特定分野別計画などに委ね、一体で推進することにより、実効性の確保に努めています。

特に、人口減少問題や強靱な北海道づくりなど、地域の存亡に関わる喫緊の課題に対応するため、「北海道創生総合戦略」や「北海道強靱化計画」を重点戦略計画として位置づけ、重点的に推進します。

なお、総合計画等を推進するためには、北海道開発法に基づき策定された「北海道総合開発計画」など国の各種計画の着実な推進が重要であることから、国などと密接な連携を図ります。



### 2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む国際社会全体の目標であり、世界の中の北海道として、持続可能な地域社会の形成をめざし、道民と力を合わせながら、SDGsの達成に向けた取組を推進します。

### 3 北海道政策評価条例に基づく政策評価の実施

総合計画の政策体系に沿った施策やそれを構成する事務事業についてPDCAサイクルにより評価を行う基本評価、基本評価を補完する公共事業評価など、北海道政策評価条例に基づく政策評価を実施し、総合計画の推進管理や毎年度の重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備などに反映します。

### 4 国の施策及び予算に関する提案・要望

人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道開発予算等に関連する重点事項について、国等に対し、機動的・効果的な提案・要望を行います。



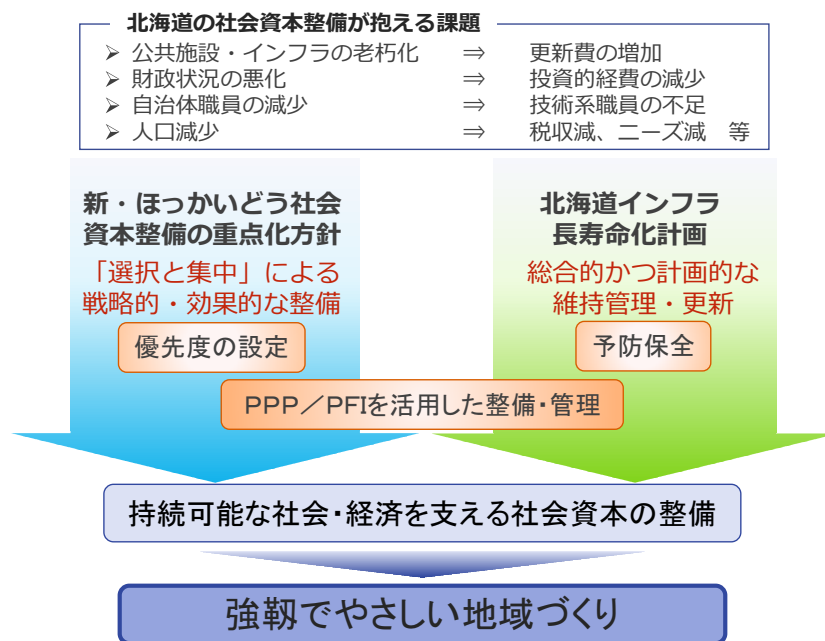
## 5 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道総合開発計画の効果的な推進を図るため、国が設定した特定テーマ「生産空間の維持・発展」、「国土強靱化」及び「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」に基づき、基幹的な事業を機動的・重点的に推進します。

## 6 社会資本整備の推進

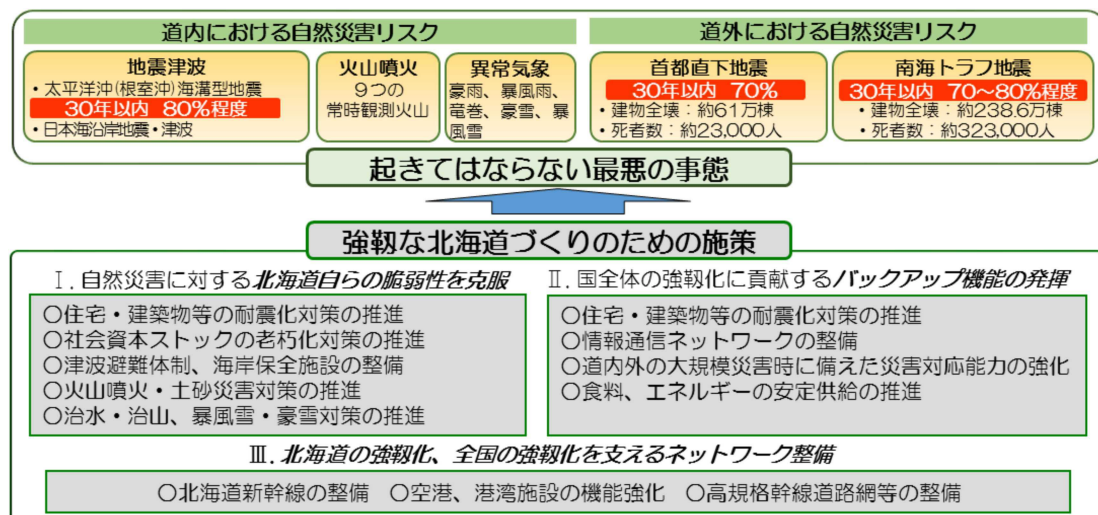
財政状況が厳しい本道において、公共施設、インフラの老朽化が課題となる中、本道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための方針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」や道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備を推進し、本道の強靱化に取り組めます。

また、その手法の一つとして、多様なPPP/PFI手法の導入を促進し、国や関係部局と連携を図りながら、市町村の案件形成を支援します。



## 7 北海道強靱化計画の推進

北海道強靱化計画に基づき、北海道自らの強靱化のための防災・減災対策のほか、本道のバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献していくための施策を総合的かつ計画的に推進します。



#### 1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

##### (1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

##### (2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画に対する助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

##### (3) 土地利用規制等対策の推進

###### ① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

###### ② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

###### ③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全、良好な生活環境の確保や災害の防止を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

###### ④ 千歳川流域治水対策

千歳川流域の治水対策については、「千歳川流域治水対策整備計画」（平成18年7月）に沿って、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

##### (4) 地価調査の実施

地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標として活用されています。平成30年度は、1,072地点の基準地について鑑定評価を行い、標準価格を判定し、9月下旬に公表します。

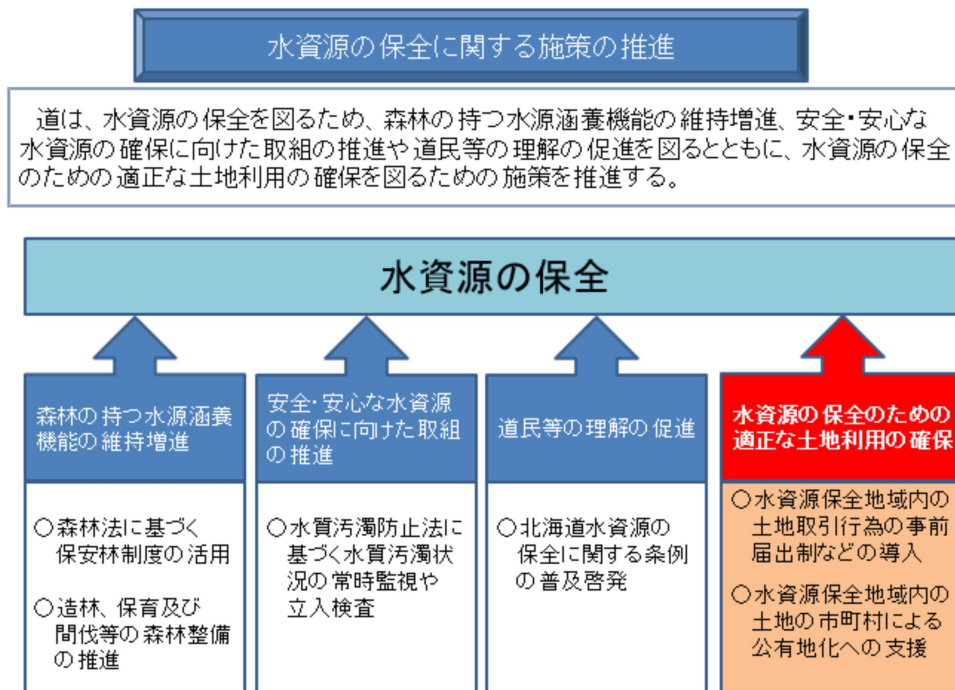
#### 2 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（8月1日）、「水の週間」（8月1日～7日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による水需給の現況に関する調査を行います。

### 3 水資源の保全に関する取組の推進

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を制定し、平成24年4月から施行しています。

この条例では、水資源の保全に関する基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を平成24年10月1日から導入しています。



## 第9 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の運営支援 ＜政策局研究法人室＞

道立試験研究機関がこれまで果たしてきた機能の維持及び向上を図り、社会情勢の急激な変化に柔軟に対応できる組織へと改革していくため、22の道立試験研究機関を統合し、平成22年4月に設立した道総研の円滑な運営を引き続き支援していきます。

### 1 道総研の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。

本道の持続的発展を図るため、市町村や民間交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、「世界の中の北海道」という視点に基づき、経済・人材・文化など様々な分野の交流の拡大や北海道ブランドの海外プロモーション等の国際化施策を戦略的に推進します。

#### 1 グローバル戦略の展開

グローバル化の流れが急速に進展している中、本道が将来にわたり輝き続けていくためには、「世界の中の北海道」として、的確かつ迅速な対応を進めていくことが重要です。

このため、平成29年12月に「北海道グローバル戦略」を策定し、今、私たちに求められるグローバルな視点や、今後、北海道がめざす姿を道民の皆様と共有しながら、食や観光といった経済分野をはじめ、教育、文化等の取組を連携させるなど、国際関連施策の戦略的・効果的な展開を図ります。

#### 2 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人居住者が互いの文化や生活習慣などを相互に理解・尊重し、ともに地域の発展・活性化に貢献することができる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、外国人居住者に対して、必要な生活情報や北海道の様々な魅力を多言語で情報提供します。

#### 3 海外との交流の推進

アメリカ・マサチューセッツ州、ハワイ州、中国・黒竜江省、韓国・済州特別自治道、ロシア・サハリン州など友好提携等を締結している6カ国10地域と、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ります。

#### 4 ロシアとの友好・経済交流の推進

食や健康、寒冷地技術、環境、エネルギー、人的交流といった5つの「協力パッケージ」を推進力として、ロシア極東地域との交流の深化を図るとともに、欧露部に向けた北海道のPRなど、ロシアとの交流を加速化します。

#### 5 関係機関・団体等と連携した国際交流の推進

北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道国際センター、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため、関係団体などとの連携を図りながら各種啓発事業等を実施し、道民への意識啓発に努めます。

また、北海道洞爺湖サミット等の国際会議の開催実績を踏まえ、本道の活性化に向け、国・市町村・関係機関と連携しながら、国際会議の誘致に取り組みます。

#### 6 人材の育成

語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により外国語指導助手などを受け入れ、外国語教育の充実及び国際交流の推進を図ります。

また、道内の高校生等を諸外国へ派遣し、国際性豊かな地域づくりを担う人材の育成を進めるとともに、海外と本道との架け橋となる人材の育成に向け、外国人私費留学生等を支援します。

#### 7 クールHOKKAIDOネットワークの充実

北海道の魅力の海外への効果的な発信に向けて、道内各地の食・観光・文化・スポーツ・映像・デザインなどといった多様な主体が参画する「クールHOKKAIDOネットワーク」の裾野を広げるなど、クールHOKKAIDOを推進します。

#### 8 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲を進めます。

（参考１）【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	<姉妹提携>1980年9月5日	<友好提携>1986年6月13日	<姉妹提携>1990年2月7日
位置	北緯49～60度 西経110～120度	北緯43～53度 東経121～135度	北緯42～43度 西経70～73度
面積	661,185km <sup>2</sup>	473,000km <sup>2</sup>	20,306km <sup>2</sup>
人口	4,175千人(2016年)	3,790千人(2016年)	6,811千人(2016年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・1戸当たり農地面積は北海道の約18倍。小麦、大麦、菜種が主要作物。	・中国食糧基地のひとつで畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産業育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	<友好・経済協力提携>1998年11月22日	<交流趣意書>2005年12月14日	<交流趣意書>2006年6月7日
位置	北緯45～55度 西経141～145度	北緯34～35度 東経128～129度	北緯34～35度 東経127～129度
面積	87,100km <sup>2</sup>	769km <sup>2</sup>	10,538km <sup>2</sup>
人口	487千人(2015年)	3,546千人(2016年)	3,455千人(2016年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	—	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・土地の半分以上はタイガで木材産業が盛ん。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。 ・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	<友好交流協定>2010年10月15日	<友好関係協定>2013年2月26日	<友好協力協定>2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33～34度 東経126度
面積	605km <sup>2</sup>	20,107km <sup>2</sup>	1,849km <sup>2</sup>
人口	10,158千人(2016年)	1,730千人(2016年)	661千人(2016年)
州・省都	—	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、近年は、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が期待される。	・農業を中心とする第一次産業の割合が17%で減少傾向にあり、一方、観光業を中心とする第三次産業が71%で増加傾向にある。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。
区分	アメリカ・ハワイ州		
提携日	<友好交流協定>2017年5月8日		
位置	北緯18～29度 東経154～162度		
面積	16,634km <sup>2</sup>		
人口	1,428千人(2016年)		
州・省都	ホノルル市		
気候	熱帯気候。		
産業	・世界有数の観光先進地。		

（参考２）【市町村の姉妹友好提携状況】（平成29年12月末現在）

相手国別姉妹友好都市提携数			姉妹友好提携の推移		
相手国地域	相手国	提携組数	年代	提携数	内 訳
北 米	カナダ	25	昭和30年代 (1955～1964)	3	アメリカ2、スイス
	アメリカ	23			
南 米	ブラジル	1	昭和40年代 (1965～1974)	17	アメリカ5、ロシア5、カタ7、オーストリア2、ブラジル、ドイツ、フィリピン
	ペルー	2			
アジア	中国	12	昭和50年代 (1975～1984)	18	カタ6、アメリカ4、中国2、ニュージーランド2、ドイツ、オーストラリア、オーストラリア
	台湾	2			
	韓国	6			
	フィリピン	1			
欧 州	フランス	1	昭和60年～ 平成6年 (1985～1994)	38	カタ13、アメリカ9、ロシア9、韓国2、オーストラリア2、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド
	オーストラリア	3			
	デンマーク	1	平成7年～ 平成16年12月 (1995～2004)	27	中国9、カタ4、ニュージーランド3、ロシア2、オーストラリア2、アメリカ、フィンランド、韓国、ノルウェー、スウェーデン、フランス、イギリス
	ドイツ	2			
	フィンランド	2			
	スウェーデン	2			
	スイス	1			
	イギリス	1			
	ノルウェー	2			
	ラトビア	1			
ロシア	17				
大洋州	オーストラリア	5	平成17年～ 平成26年12月 (2005～2014)	11	アメリカ2、韓国3、中国、台湾、デンマーク、ニュージーランド、ラトビア、ベル
	ニュージーランド	6			
合 計		116	平成27年～ (2015～)	2	ベル、台湾
			累 計	116	21カ国

(道国際課調べ)

1 「北海道 ICT 利活用推進計画」

(1) 計画の概要

道では、平成13年度から順次「情報化推進計画」を策定して、道民の方々や市町村、企業などと ICT 利活用の将来ビジョン等を共有した上で、道民生活や産業分野などにおける情報化を計画的に推進してきたところですが、近年のスマートフォンの急速な普及や IoT、ビッグデータ、AI 実用化の進展など、ICT を取り巻く環境が劇的に進化する中、広域分散型社会を形成し、人口減少が全国を上回るスピードで進行する北海道が抱える様々な課題に的確に対応し、「北海道総合計画」が掲げる「輝きつづける北海道」を実現するため、平成30年3月に「北海道 ICT 利活用推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。



(2) 施策の展開方向

本計画においては「北海道総合計画」が掲げる「生活・安心」、「経済・産業」、「人・地域」の3つの分野とともに、ICT 全般の利活用の推進と電子行政の構築を担う「行政」を加えた4分野を基本方針の柱として取組を推進します。

また、具体的取組を推進するにあたっては、平成32年度を目途に重点的に取り組む施策を4つの基本方針を横断する形で設定し、ICT の利活用の拡大・深化に向けた取組を積極的に展開します。

- 【重点的に取り組む施策】**
- ① IoT、オープンデータ・ビッグデータ、AI 等の活用推進
  - ② テレワークの推進
  - ③ マイナンバー制度の円滑な運用等
  - ④ 情報通信基盤の維持・整備
  - ⑤ サイバーセキュリティ対策の推進
  - ⑥ 人材育成・普及啓発（プログラミング教育、セキュリティ人材）

2 情報化施策の推進

(1) 災害に強い情報通信基盤の整備

大規模災害に備え、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）」の更新整備に取り組むとともに、携帯電話、ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

## (2) 電子道庁の推進

住民にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化の推進や、庁内全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システムの全体最適化、L G W A Nなど各種情報通信基盤の効果的な利活用の推進、パソコンやソフトウェアなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

## (3) 電子自治体化の共同推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体専門の第3セクターである株式会社H A R Pとの連携の下、H A R P構想\*に基づく共同アウトソーシングの取組として、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するとともに、自治体クラウド連携基盤を活用した市町村の内部業務などの共同利用型サービスの展開を図ります。

\* H A R P【ハーブ】Harmonized Applications Relational Platform(調和型アプリケーション連携基盤)の略。道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

## (4) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用や自治体クラウドの導入等について検討するとともに、H A R P構想に係る取組においても、導入等を促進します。

## (5) オープンデータ・ビッグデータの活用推進

オープンデータとして公開するデータの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・推進します。

## (6) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用

社会保障、税、災害対策分野での情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、強固なセキュリティ環境を確保した上で、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するよう、マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

## (7) 災害時におけるICT部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)」の推進に取り組むとともに、市町村のICT-BCPの策定に係る取組についても支援を行います。

# 3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、本道におけるICTの利活用の拡大・深化に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

## (1) 庁内における施策の推進

知事をトップとして道政運営の重要事項に係る決定等を行う庁議や各部等との連絡調整等を行うIT推進委員会により、庁内の総合調整を図りながら、情報化施策を推進・展開します。

## (2) 北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

## (3) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

## (4) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

H A R P構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。

## 第 1 2 統計調査の実施

＜情報統計局統計課＞

### 1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（5省14調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

#### [総務省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
平成30年住宅・土地統計調査	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態及び現住居以外の住宅、土地の保有状況等に関する世帯の実態を明らかにする。	10月1日 約170,000世帯
経済センサス調査区管理	平成26年経済センサス-基礎調査において設定した調査区について必要な修正を行うことにより、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料としての利用に供する。	6月1日 約20,000調査区
労働力調査	就業、不就業の状態を明らかにする。	毎月末日 約2,700世帯
小売物価統計調査	消費者物価指数等を作成し、物価の動向及び構造を明らかにする。	毎月 約880店舗・1,200世帯
家計調査	家計収支の実態を明らかにする。	毎月 318世帯
個人企業経済調査（動向・構造調査）	「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」又は「サービス業」を営む個人企業の経営実態を明らかにする。	毎四半期末日及び 毎年3月末日 95事業所

#### [文部科学省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日 約2,900校
学校保健統計調査	幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにする。	4～6月 209校

#### [厚生労働省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	給与、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにする。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査特別調査	給与、労働時間及び雇用について、小規模事業所の変動を明らかにする。	7月31日 約900事業所

#### [農林水産省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
2018年漁業センサス	漁業の生産構造や就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、水産行政施策推進のための基礎資料とする。	11月1日 約13,000漁業経営体



**〔経済産業省所管統計調査〕**

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
平成30年工業統計調査	製造業を営む事業所の従業者数や製造出荷額等を把握することにより、工業の実態を明らかにし、産業振興施策などの行政施策の基礎資料とする。	6月1日 約9,500事業所
生産動態統計調査	鉱工業生産の動態を明らかにする。	毎月末日 65事業所
商業動態統計調査	商業を営む事業所の事業活動の動向を明らかにする。	毎月末日 約750事業所

**〔北海道単独統計調査〕**

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにする。	毎四半期末日 179市町村

**2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進**

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、統計資料を整備するとともに、統計功労者の表彰、統計職員の研修等を行い、統計の普及啓発を行います。

(1) 統計の公表及び普及

統計調査の結果を速やかに公表するとともに、行政推進上の基礎資料としての活用や、広く道民の利用に供するため、道をはじめ、各機関が公表している諸統計を収録した出版物を刊行します。

また、統計の普及啓発を図るため、ホームページによる各種統計情報等の配信や統計グラフ全道コンクールを行います。

① 出版物の刊行

北海道ポケット統計 3月

北海道統計書 3月

② ホームページによる情報提供

上記①に掲げる刊行物の掲載  
各種統計調査の結果 随時更新

③ 統計の普及啓発事業

平成30年度統計グラフ全道コンクール

(2) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表 彰 者 統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員

表 彰 時 期 10月 (予定)

表彰式開催場所 札幌市 (予定)

(3) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

<統計職員業務研修>

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修 札幌市 (1回/2日間)、専門研修 札幌市 (1回/1日間)

<都道府県別登録調査員研修>

統計調査に従事する登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：札幌市 (1回/1日間)